

平成27年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年 9 月 10 日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成27年 9 月 10 日	午前10時00分
	散 会	平成27年 9 月 10 日	午後 2 時32分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

2 番	座 間 味 栄 純	3 番	西 平 一
-----	-----------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新 里 一 成
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

9月10日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第6号	専決処分の報告について（本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉） （報告）
6	報告第7号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について （報告）
7	報告第8号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について （報告）
8	報告第9号	平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について （報告）
9	報告第10号	平成26年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について （報告）
10	議案第44号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について （議案説明・審議・採決）
11	議案第45号	工事請負契約の締結について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉） （議案説明・審議・採決）
12	議案第46号	工事請負契約の締結について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉） （議案説明・審議・採決）

日程番号	議案番号	件名
13	議案第47号	工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事（本部その2）） （議案説明・審議・採決）
14	議案第48号	平成27年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
15	議案第49号	平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
16	議案第50号	平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
17	議案第51号	平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
18	議案第52号	平成27年度本部町水道事業会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
19	議案第59号	財産の取得について （議案説明・審議・採決）

○ 議長 島袋吉徳 ただいまから平成27年第7回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

特に3点の教育委員会、それと総務課、国民健康保険課より、特別資料の提示がありますので、参考にしてほしいと思っております。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 座間味栄純議員及び3番 西平 一議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの7日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの7日に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきたいと思っております。

6月19日、平成27年度本部町観光協会通常総会懇親会がホテルオリオンモトブリゾート&スパで行われております。新しいホテルの観光についてのいろんな催し物とか、報告がありました。

6月22日から24日、平成27年第5回本部町議会定例会がこの議場で行われております。

6月23日、戦後70年沖縄全戦没者追悼式が糸満の平和記念公園で行われて、参加しております。

6月29日、平成27年度南富良野町親善交流団の歓迎の夕食会が行われました。特に今回は20名余りの南富良野の生徒が参加して大変有意義に行われて、南富良野町のほうからも大変喜ばれておりました。

7月1日、地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請を本部町商工会の三役が本部町議会を訪れて要請しております。

7月6日、沖縄県町村議会議長会定例役員が自治会館で開かれております。この定例会は、会務報告及び予算案の決定と各研修会の日程の件について議論されております。

7月17日、北部地域広域市町村圏事務組合第44回臨時会が北部会館で開かれて、参加しております。

7月28日、臨時議会、議場で行われております。その日の午後に県産品優先使用の要請行動、県下30近くの会社より、メーカー、いろんな方々が参加して要請行動を受けております。

8月10日、北部広域市町村圏事務組合と名桜大学懇親会が名桜大学で開かれております。これは大学、国立大学の件とか、いろいろな件で名桜大学、国立大学5周年と20周年を記念して行われております。

8月12日、平成27年度北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会が恩納村

で行われております。

8月20日、北部市町村議議会第2回理事会・定例会が伊平屋村で行われております。これには第1号議案から第5号議案がありまして、北部地域における基幹要員の整備の実現に向けてについての要請文の採択を県知事宛てと北部市町村会会長宛てに採択されております。それと同時に、西原町介護保険広域連合会連合加入についての説明会も西原町の担当者4名の方が伊平屋まで駆けつけて説明に上がっております。業務開始の予定は、平成26年度からタイムスケジュールが入って、平成29年度の予定となっているということで、タイムスケジュールの説明とか、その意義を説明してもらいました。

申しわけございません。23日の戦後70年沖縄全せん没者追悼式の「せん」の字が間違っておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしたとおり提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。行政報告を平成27年6月1日から8月31日までの間の主なものを報告をいたします。お手元の資料をご参考にしながらお願いしたいと思います。

まず6月1日、実は先ほど基幹病院の話で議長のほうからありましたが、北部12市町村長の県外研修ということで、まさしくその基幹病院の関係で研修に行っていました。三重県とありますが、桑名市市民病院。これは独立行政法人で市民病院を設置しているわけですが、従来からあった市民病院と民間病院、民間の医療法人、それをプラスして、合併をして400病床ぐらいの病院をつくっております。まさしく私どもが今、検討しております基幹病院構想、県立北部病院と医師会病院、同じぐらいの規模なので、とても参考になるということで、研修、調査に行っていました。詳しいことについては、また折を見て皆さんにご説明なりしたいと思います。

続きまして、6月3日、県町村会と内閣府との懇談会ということで、県町村会の理事会、主な役員のメンバーと内閣府の政策統括官以下、沖縄担当の方々との懇談会を持っております。

7日には、那覇市在住本部町郷友会の定期総会・敬老会がございまして、非常に盛会でございました。行ってまいりました。協議会の会長も今度かわりまして、渡久地タダシさんが会長になっております。

あと同じ日ですが、渡口彦信氏顕彰碑除幕式・祝宴ということで、夕方駆けつけております。

10日には、本部ウエア着初め式と書いてありますが、武本部の額縁の贈呈等と、セレモニーを全職員を集めて、ウエアを全員つけまして、町民ロビーで行っております。

13日に伊平屋村産業連携拠点センターということで、これは北部振興事業で産業連携拠点センターを落成しまして、行ってまいりました。

18日ですが、誠に落成式とありますが、実はそれは非常に意味がありまして書いてありますが、地域経済循環創造事業ということで、これは総務省の事業で、これは全国プールでそれを応

募しまして、誠にさんが4,750万円、この定額ですね、8,000万円ぐらい誠にさんの施設はできているようですが、町からは補助金はないんですが、我々はワンタッチで4,750万円ということで、非常にいいアイデアの事業でありまして、応募して、非常に素晴らしいということで、またよその方々にも非常にピーアール効果がありましたので、皆さんに披露をしておきたいと思っています。

23日の全戦没者の追悼式は毎年のことでありましてから行ってまいりました。

29日、南富良野町の関係は議長からもありましたが、計26名、南富良野町のほうからまいりまして、わざわざお礼の電話も南富良野町の池部町長からもいただいております。

7月3日には、皆さん一緒に町の慰霊祭を行ったところでもあります。

13日に県町村会定期総会、定期総会ですが、予算、決算、特に私が申し上げたいのは、その中で子宮頸がんの副反応、町議会でもご質問をいただいたりした件でございますが、それにつきまして、全会一致で県知事宛てに副反応の被害救済、原因究明等々につきまして、決定をして要請をしてきたところでもあります。

16日には、北部基幹病院にかかる関係者との意見交換会ということで、北部病院長、医師会三役、名護市長、私ということで、意見交換会を行っております。

17日、し尿処理施設落成式ということで、総事業費7億6,400万円をかけまして、無事に新しく改築というか、し尿処理施設が落成を見ておりまして、お披露目しております。

29日は民泊受入本部町推進協会総会・懇親会にも出席をいたしました。非常に盛り上がっております。

31日、これは一連の町村会の予算、決算、事業報告ということでの国保から介護までの一連の総会がございました。

8月4日に県土木建築部との行政懇談会ということで、これは毎年やっておりますが、特に本部町から別途知事宛てに要請をいたしております。中身は本部港へのクルーズ船のバースの設置について知事宛てに直接、代理で部長に手渡して、説明をしながらお願いをしているところでありまして、これは従来からやっておりますが、再度要請をしたということでありますし、非常に県のほうも積極的で、ぜひ一緒にやろうということで、今後積極的に展開していこうということでございます。

5日、「もとぶ桜花商品券」ということで、予算1億8,000万円をかけまして、商品券を現在販売しておりますが、今71%の売り上げで、あと30%近く残っておりますので、どうぞ皆さん積極的に利用したらいかがでしょうか。

8月7日、北部振興事業に関する内閣府訪問ということで、これは12市町村、北部振興事業と一緒に今年度の事業採択についてのお礼と、また未採択部分につきましてのお願い、さらに次年度予算についてのお願い、せんだっての新聞を拝見しましたら、これまでどおり国の概算要求には入れているようでした。

10日は、先ほど議長から説明があったとおりであります。名桜大学も非常に充実されて、子供

たち、学生の成績も非常によくようになってきていると。就職率も非常にいい方向にいつているというお話もございました。

11日には、農業委員会からの建議書をいただいております、その中身につきまして少し皆さんに申し上げますと、せんだって8月の末、8月28日に国会で農業協同組合法の一部改正が可決がありまして、その中で農業委員会の選挙制度を廃止しまして、市町村長の選任委員の一元化ということで、市町村長が指名をして議会の承認ということになるかと思いますが、詳しくはまだです。このあたりは皆さんに後日ご説明もしたいと思います。何しろ8月28日に可決されたばかりであります。ほかの例えば農地法の改正とか、委員会に関する法律の改正とか、農業組合法とかありますので、必要であれば皆さんに資料をお示ししたいと思っております。

26日には、決算意見書を受理いたしております。

以上でございます。

○ **議長 島袋吉徳** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第6号 専決処分の報告について（本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 平成27年第7回本部町議会定例会におきまして、5件の報告と16件の議案を提出してございます。その内訳といたしまして、町役場の新庁舎建設工事（外構2工区）の専決処分と報告5件、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結が3件、平成27年度一般会計等5件の補正予算、平成26年度一般会計等5件の決算認定、本部町教育委員会委員の選任同意、財産の取得についての議案となっております。説明に当たりましては、副町長以下、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 報告第6号 専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。

記、平成27年第5回本部町議会（定例会）で議案第38号をもって議決をされた本部町役場新庁舎建設工事（外構2工区）、工事請負契約で請負代金額の契約変更について。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次に専決処分書がございまして。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記、本部町役場新庁舎建設工事（外構2工区）について、契約金額を「6,318万円」を「6,420万8,160円」に変更し改定契約を締結する。平成27年8月31日、本部町長 高良文雄。

差額は102万8,160円でございます。次に変更箇所対照表を資料としてつけております。最後にA3で図面を資料としてつけております。色塗りされている箇所です。その部分、県道の拡張に伴う部分でございますが、今、門等が残っております。その部分の取り壊し工事を今回追加をい

たしまして、専決処分をいたしております。以上、報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第6号 専決処分の報告について（本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉）を終わります。

日程第6．報告第7号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 報告第7号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出する。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

お配りしております報告書が平成26年度沖縄県町村土地開発公社における事業報告及び決算報告書となっております。内容といたしましては、12ページのほうをよろしくお願いいたします。項目の本年度取得造成（B）が実績ベースとなっており、取得面積1万4,236.87平方メートル、金額にして3億7,655万9,796円となっております。本部町は昭和53年を最後に土地開発公社の活用をしておりませんが、本部支社の決算状況を報告いたします。21ページをよろしくお願いいたします。支社名の上から4段目に本部町の記載がございます。平成26年度末現在の残高が66万5,846円となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第7号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを終わります。

日程第7．報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにございませぬ。実質公債費比率6.4%、将来負担比率65.7%、この表の括弧書きは本部町の早期健全化基準でございませぬ。これを超えると早期健全化団体に落ちるということございませぬ。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次に参考資料で平成23年度から平成26年度までの本町の健全化判断比率の推移を載せてございませぬ。ご参考にご参照なされてください。

次に、3枚目に健全化判断比率の審査意見書も添付してございませぬので、ご参照になされてください。以上で報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第8．報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称、本部町水道事業会計の資金不足はございません。資金不足比率20%の上にマイナスを表示しているのが資金不足が発生していなかったことを示しています。本部町公共下水道特別会計も資金不足は発生しておりません。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

2枚目は、平成26年度本部町水道事業会計決算審査意見書から抜粋したものでございます。

3枚目は、平成26年度公共下水道特別会計歳入歳出決算審査意見書から抜粋したものです。

最後のページをごらんください。1. 資金不足比率の推移ということで、平成26年度から過去にさかのぼり4カ年間上下水道とも資金不足は発生しておりません。資金不足比率の概要としまして、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率は、経営健全化基準の20%となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第9号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第9. 報告第10号 平成26年度本部町教育委員会事務点検・評価報告についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 報告第10号 平成26年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、議会に報告する。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

1ページをお願いいたします。趣旨でございますが、先ほど述べました法律第27条の中で、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないという規定があります。本日、議会のほうに報告させていただいております。2. 点検及び評価の対象としましては、平成26年度に執行した事務事業を対象としております。3. 事務事業ごとの点検及び評価ということで、主な事業を列挙して点検評価を行っております。本日はその中で新規事業、平成26年度に実施しました新規事業のみ報告させていただきます。3ページをお願いいたします。3ページの中段、学力向上学習支援事業、事業内容でございますが、沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）により活用して実施しました事業でございます。教員免許を有する学習支援員を、町臨時教諭職として雇用し各学校に派遣しております。点検・評価でございますが、本部小学校に4名、上本部小学校に2名、本部中学校に2名、上本部中学校1名、計9名を配置しております。授業中、思考や理解に遅れがちな児童生徒の学習支援、放課後の習熟学習等に取り組んで学力の底上げを図ってまいりました。

4ページをお願いいたします。4ページの上の段ですが、本部中学校校舍改築事業、事業内容とし

ましては、本部中学校は、旧耐震基準の建物であるため、施設の耐震化及び教育環境の改善を図るということで、点検・評価でございますが、平成26年度は測量調査業務及び実施設計業務を行いまして、完了しております。今後は平成27年度に工事を着手しまして、平成28年度までに完成をという目標で整備を現在行っている段階であります。その下、水納小中学校避難経路整備事業、事業内容としましては、水納小中学校は、津波発生時の避難所として指定されております。水納小中学校の地盤高は標高7.6メートルにありますが、今事業で標高15メートルの校舎屋上まで避難できるように整備を行っております。屋上のほうに柵をしまして、そして階段で上れるようにということで、地域住民の安全の確保を図っております。以上、報告です。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第10号 平成26年度本部町教育委員会事務点検・評価報告についてを終わります。

日程第10. 議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 上間辰巳** 議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町手数料条例（平成12年本部町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成27年10月5日以降に交付される個人番号通知カード及び平成28年1月1日以降に交付される個人番号カードを紛失等により再交付する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。本部町手数料条例の一部を改正する条例。第1条、本部町手数料条例（平成12年本部町条例第4号）の一部を次のように改正する。別表（第2条関係）中、「住民基本台帳カードの交付、1件につき500円、住民基本台帳カードの再交付、1件につき500円」の次に、「個人番号通知カードの再交付、1件につき500円」を、加える。第2条、本部町手数料条例の一部を次のように改正する。別表（第2条関係）中、「住民基本台帳カードの交付、1件につき500円、住民基本台帳カードの再交付、1件につき500円」を、「個人番号カードの再交付、1件につき800円」に、改める。

附則、この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

3枚目が改正案と現行であります。次のページが議案の参考資料となっております。以上でございます。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第45号 工事請負契約の締結について(本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 議案第45号 工事請負契約の締結について。本部中学校校舎改築工事(建築1工区)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、本部中学校校舎改築工事(建築1工区)。2、契約の相手、本部町字渡久地125番地1、株式会社渡久地組、有限会社長正土建、特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社渡久地組、代表取締役 渡久地弘二。3、契約金額2億2,356万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページをお願いいたします。請負契約の概要でございます。工期、330日を予定しております。指名業者でございますが、特定建設工事共同企業体5者を指名しました。工事概要としましては、鉄筋コンクリート造、地上2階、建築面積1,417平方メートル、延べ床面積2,020平方メートル、うち1工区は1,311平方メートルでございます。共通仮設工事から杭地業工事までの一式を行う予定となっております。

4ページ、A3の用紙をお願いいたします。こちらが現在の本部中学校の校舎でございますが、黄色い部分はそのまま残る校舎でございます、赤い部分は現在建っております仮設校舎でございます。青い部分が取り壊しまして、そちらに新校舎を建てる計画でございます。新校舎の説明を行います。5ページをお願いします。今回1工区、2工区に分けて工事を行います、1工区は赤の部分が1工区の位置となっております。1工区は主に普通教室が入ることになっております。最後の8ページをお願いいたします。立面図がございまして、赤い部分が1工区でございます。主に2階建ての部分で1工区で行うことになっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第45号 工事請負契約の締結について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 工事請負契約の締結について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第46号 工事請負契約の締結について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 議案第46号 工事請負契約の締結について。本部中学校校舎改築工事（建築2工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、本部中学校校舎改築工事（建築2工区）。2、契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、有限会社幸和建設 特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社安護建設工業、代表取締役 安護宗成。3、契約金額1億6,416万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページ目をお願いいたします。請負契約概要でございますが、工期は330日間を予定しております。指名業者、5つの共同企業体を指名しております。工事概要、鉄筋コンクリート造 地上2階。建築面積1,417平方メートル、延べ床面積で2,020平方メートルのうち2工区は709平方メートル。直接仮設工事から外構工事までの一式を行います。資料で説明しますが、資料は議案第45号の資料を使わせていただきます。議案第45号の5ページをお願いいたします。黄色い部分が建築2工区になっておりまして、主に特別教室であります。一部2階建てでございますが、ほとんどが1階建てでございます。8ページをお願いいたします。立面図でございます。黄色い部分が2工区で行うものとなっております、地上1階建ての部分がほとんどを占めております。以上、説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対して反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第46号 工事請負契約の締結について(本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 工事請負契約の締結について(本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉)については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第47号 工事請負契約の締結について(本部町公共下水道改築工事〈本部その2〉)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第47号 工事請負契約の締結について。本部町公共下水道改築工事(本部その2)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、本部町公共下水道改築工事(本部その2)。2、契約の相手、沖縄県国頭郡本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、代表取締役 安護宗成。3、契約金額6,264万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページの請負工事概要をお願いします。1. 工期が140日間。2. 指名業者は本部造園株式会社から有限会社丸崎建設まで11者でございます。3. 工事概要ですが、管きょ更生工 既設管パイ700ミリ、延長223.5メートル、施工前管渠調査(洗浄およびカメラ調査)一式、管渠内面被腹工一式、換気工一式、水換工一式、付帯工一式となっております。

次のページは入札結果報告書になっておりますので、ごらんください。次のA3のページが位置図になっております。この工事は老朽化した汚水管を開削することなく改築する工事であり、昨年度に続き施工を予定しております。場所は谷茶の並里商店から本部町浄化センターの本部汚水幹線になっており、昨年度は複合管のスパンを施工し、今年度は国と事前協議が済みました自立管、図面上で赤い色のスパンを施工いたします。最後のページは参考としまして、管渠更生工についての資料を添付しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第47号 工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事〈本部その2〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 工事請負契約の締結について（本部町公共下水道改築工事〈本部その2〉）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前10時52分）

再開します。

再 開（午前11時03分）

日程第14. 議案第48号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第48号について説明いたします。

議案第48号 平成27年度本部町一般会計補正予算について。平成27年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目、お開きください。平成27年度本部町一般会計補正予算（第3号）。平成27年度本部町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ4億7,169万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億5,553万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをお開きください。第2表として債務負担行為を載せております。公共施設等総合管理計画策定業務、これは今年度から平成28年度までにまたがって計画をする予定でございます。詳しくは事項別明細書のほうで説明いたします。各課ごとにやっているものを一括して管理計画を策定するというところでございます。

第3表の地方債補正、これは臨時財政対策債、交付決定額、起債可能額に基づいて変更でございます。

それでは事項別明細書のほうで説明をいたします。

歳出の6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、11節需用費514万1,000円、説明のほうに新庁舎落成祝賀会経費514万1,000円、これは新庁舎落成式を本年10月24日、土曜日に予定しております。それに対する経費でございまして、500名前後の祝賀会をその人数でやる予定で予算を計上しております。その中身といたしましては、パンフレット等、また記念タオル、紅白まんじゅう、飲食代等がその514万1,000円の中に含まれております。13節委託料962万2,000円、説明のほうに人事給与システム年金一元化対応委託料、その下

の人事給与システム番号制度対応委託料でございますが、145万8,000円と92万7,000円、これは年金の一元化、共済年金を厚生年金と一元化する。それに対応するためのシステムの改修費でございます。また下の番号制度については、番号制度に伴うシステムの改修でございます。その下の新庁舎落成式典祝賀会会場設営委託料580万円、これについてはパワーテントを10張、舞台、その他等をこの580万円で委託してやる予定にしております。その下のプリントTシャツ作製委託料143万7,000円でございますが、これは落成を記念いたしまして、町内の小中学生に記念Tシャツを配布する予定にしております。15節工事請負費407万2,000円、説明の防犯カメラ設置工事費、これについては2基設置する予定にしております。本部小学校の通学路をカバーする防犯カメラと渡久地十字路から市場にかけてをカバーする防犯カメラを設置する予定にしております。5目財産管理費のほうですが、13節委託料、説明のほうで委託料で上から2行目、公共施設等総合管理計画策定業務委託料645万9,000円、これが平成27年度、先ほど債務負担行為でやっている金額が平成28年度のコストでございます。この公共施設等管理計画というのは、庁舎、学校、保育所等、箱物だけではなくて、道路、橋梁の土木構造物。さらには公営企業等の上下水道等も含むプラント施設、それら全てを含めた公共施設等の管理計画を策定する予定にしております。それらの現況、老朽化、さらに利用状況、将来の見通し等を平成27年度から平成28年度にかけて策定をする予定にしております。

続きまして8ページ、9ページをお開きください。6目企画費、19節負担金補助及び交付金、説明のほうに北部広域市町村圏事務組合負担金238万1,000円、これは北部広域市町村圏事務組合のほうで北部連携事業を行っております。やんばる観光の事業ですが、それについての本部町の持ち分です。加入している市町村のそれぞれの案分で、本部町の持ち部分を予算計上しております。下の250万円の減額ですが、これはコミュニティ助成事業、従来までずっと連続でコミュニティ助成事業の交付決定が来ておりましたけれども、今回これは交付決定がおりなくて、全額補正減をしております。9目基金費、25節積立金、財政調整基金積立金2億5,000万円、現在、前年度末、平成26年度末で8億5,700万円余りでございます。これを今回、平成27年度2億5,000万円積み立ていたしますと、11億700万円余りの財政調整基金の積立額になる予定でございます。参考といたしまして、平成25年度末の県内町村平均が約11億2,000万円の県内町村の財政調整基金の積立額でございます。ちゅらまちづくり基金積立金は9名の個人と7法人からの寄附金の積み立てでございます。その下の物流拠点施設積立金160万8,000円でございますが、これは物流拠点施設の平成26年度決算に基づいての補正増でございます。当初予算で500万円予算措置しておりましたので、160万8,000円を補正しますと、合計で660万8,000円の積み立ての予定でございます。

10ページ、11ページをお願いします。2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料94万4,000円、説明の軽自動車税検査情報取込機能追加作業委託料でございますが、軽自動車税が平成28年度から変更になりますので、それに合わせて軽自動車税システムの改修を行ってまいりたいと考えております。

12ページ、13ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、

18節備品購入費86万4,000円、説明の個人番号カード裏書システム購入費86万4,000円、これについては個人番号カードが発行された後に住所等が変わった場合、今度この予算で購入する機械によって裏書をするというような機械を購入したいということでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料1,085万1,000円、説明のほうに臨時福祉給付事業費補助金返還金1,009万5,000円、その事業の事務費の返還金として75万6,000円でございます。これは平成26年度、この事業を行った実績に基づいて多くもらい過ぎておりましたので、その部分を返還するということでございます。28節繰出金8,000万円、国民健康保険特別会計繰出金8,000万円、これについては基準外繰出金でございます。4目障害者福祉費、23節償還金利子及び割引料、このほうも説明のほうに4項目ございますが、それについても平成26年度実績に応じての返還分でございます。

16ページ、17ページをお開きください。2項児童福祉費、19節負担金補助及び交付金2,332万6,000円、説明のほうで保育所等整備事業補助金2億1,686万2,000円、さらには安心こども基金のほうでの1億9,353万6,000円減額しております。当初、これは安心こども基金を活用した事業をやる予定でございましたが、県と調整する中で安心こども基金ではこれ以上の補助金の増は見込めないと。通常の保育所整備事業は可能であるということで、調整の中で通常の保育所整備事業に振りかえたということでございます。現在やっている中身としては全く変わりはございません。105名定員の新規保育所の整備事業でございます。12月ぐらいに着工を行いまして、来年の8月前後をめどに開所する予定にしております。

20ページ、21ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料63万9,000円、説明の指定ごみ袋販売委託料63万9,000円でございますが、これは平成28年2月のごみ回収から指定ごみ袋を値上げして販売する予定にしております。その販売先として社会福祉協議会と観光協会に1袋当たり6円で委託をいたしまして、販売を請け負ってもらうという形にしております。

22ページ、23ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費450万1,000円、説明のほうに工事請負費の下に農業用水利用施設改良工事費450万1,000円、これは謝花と具志堅のほうに農業用施設を整備する予定にしております。19節負担金補助及び交付金1,016万7,000円、説明のほうに新規就農一貫支援事業補助金1,016万7,000円でございますが、これは新規就農ですので、農業を始めて5年以内の者に今回この事業を活用いたしまして、トラクターと機械類の購入をする予定の補助金でございます。4目畜産業費、19節負担金補助及び交付金1,243万6,000円、説明のほうの特定地域経営支援対策事業補助金1,243万6,000円でございますが、これは畜産業ではございますので、予定といたしまして、これも先ほどの新規就農一貫事業と中身的には似ているんですが、これもトラクター等の機械類を購入する予定で農業生産法人として機械類を購入する予定にしております。5目農地費、13節委託料の説明のほうの分筆測量業務委託料72万円でございますが、これは備瀬の馬場の分筆測量でございます。備瀬の馬場は今、里道の幅が広いんですが、これを分筆して地番を付して管理をしようと考え

ております。その下の農業基盤整備促進調査測量設計業務委託料300万円の減、これはこの基盤整備促進事業の一環といたしまして、委託料を減にいたしまして、下のほうに工事請負費、農業基盤整備促進事業工事費として300万円増、予算を組み替えております。新たに具志堅の土地改良区があと1本ありますが、その辺の排水路と舗装の工事を追加でやってまいりたいと考えております。

24ページ、25ページをお願いいたします。同じく農地費の19節でございます。説明の辺名地区県営農地保全事業負担金100万円、これは辺名地のほうで、沖縄県のほうで農地保全事業を行っております。その10分の1の負担金として今回予算を計上しております。

26ページ、27ページをお開きください。3項水産業費、2目水産振興費、13節委託料、説明の海岸漂着物地域対策推進事業委託料113万円でございますが、これは新里漁港に漂着するごみを回収、または処分する予定の事業でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、3目観光振興費、13節委託料が1,814万2,000円、15節工事請負費が1,814万2,000円の減額、ここも予算の組み替えでございます。これは一括交付金事業を活用している八重岳観光拠点整備事業の予算の組み替えでございます。測量業務と排水路整備工事を減額いたしまして、公共用地補償機構に用地関係のものを委託したいということでございます。

30ページ、31ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料300万円、説明のほうに伊野波河川流域調査委託料が300万円となっております。これは伊野波河川に流れ込む流域を調査いたしまして、現在、集中豪雨のたびに厳しい環境にあります住居等への水の流れを改善していきたいというための調査委託料でございます。14節の使用料及び賃借料160万円、重機使用料ですが、これも同じく伊野波河川の浚渫でございます。15節工事請負費905万円、町内道路維持修繕工事費の905万円でございますが、これは場所といたしましては、谷茶大浜の排水路溝等の補修工事、さらには健堅石川線の舗装工事、石川線は約190メートル、さらには崎本部のガードレール設置工事、これが約168メートルの工事を行う予定にしております。3目道路新設改良費、13節委託料、これについて説明のほうでやります。説明のほうで上から順序よくです。渡久地区緊急避難道路概略設計委託料175万3,000円でございますが、これは渡久地のファミリーマートから辺名地へ抜ける緊急避難路を整備するために測量、さらには計画の委託料でございます。その下の満名川道路概略設計委託料293万7,000円でございますが、これは本部小学校から山川酒造近辺までの満名川沿いの道路の概略設計でございます。あとこの委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金といろいろ分かれておりますが、この中には石川謝花線、東浜川線、伊野波橋の事業が含まれております。節は異なりますが、事業ごとにちょっと説明をしていきたいと思っております。まず石川謝花線の事業ですが、これも予算の組み替えを行っていきたくと。説明のです。工事請負費の次に真ん中に石川謝花線工事費として1,243万1,000円を減額しております。これは13節の委託料の満名川概略設計のすぐ下に施工管理業務委託料1,555万9,000円の減額、これも石川謝花線の委託料でございます。石川謝花線としては、13

節の委託料、15節の工事請負費を減額いたしまして、17節の公有財産購入費、22節の補償補填及び賠償金に充てたいということでございます。工事は上部工の約40メートルを減額いたす予定でございまして、その浮いた分で用地を11筆1,100平方メートル購入する予定にしております。補償については19件物件の工作物の補償に充てたいという予定でございまして、補償のほうでは1,800万円余りです。同じように説明の委託料の次に施工管理業務委託料の次に東浜川線調査測量設計委託料7万6,000円、これも東浜川線の事業の一環です。今回これは22節のほうに下から2行目に東浜川線補償費190万1,000円を減額しております。これは事業費の減額をしております。これは流末処理を当初の計画、東側のほうに流末処理を計画していましたが、西側に変更したために、これは補償費が必要でなくなったために減額補正をいたしております。次に伊野波橋補償費、これも委託料のほうの一番最後の説明のほうに伊野波橋磁気探査業務委託料で430万円、工事のほうは伊野波橋仮設工事費を749万5,000円を減額し、さらに22節に伊野波橋補償費319万5,000円をしております。これは工事費を減額いたしまして、磁気探査と補償費のほうに組み替えております。これは仮設道路に伴う立木補償がございまして、それに予算を組み替えております。最後にこの31ページで工事請負費、東3号線道路改良工事費1,502万8,000円がございまして、これは今、役場庁舎、駐車場工事していますが、すぐそばの町道のことです。そこに歩道と転落防止柵、一部擁壁等を工事していきたいと考えております。

34ページ、35ページをお開きください。5項都市計画費、2目公共下水道事業費、28節繰出金3,140万6,000円の減額でございまして、この公共下水道の減額については、平成26年度の公共下水道の決算の実質収支が4,400万円余りありました。その精算分として3,100万円を減額しております。残りの1,300万円余りについては、下水道の工事、さらには下水道特別会計の予備費として予算化する予定にしております。3目公園費、13節委託料200万円、説明の崎本部埋立跡地利用基本設計業務委託料200万円がございまして、これは国道449号線の改築工事に伴う崎本部地区に生じた空き地、埋め立ての空き地等を地域住民が利用しやすい形で公園化をしていきたい。そのための設計委託料でございまして。

46ページ、47ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、これは7節から13節までございまして、この目については全て沖縄県の文化芸術活動の事業として県から100%の補助金をいただいてやる事業です。今回は町内の各幼稚園を回ってクラシックコンサートを行う予定にしております。

48ページ、49ページをお願いいたします。6項保健体育費、19節負担金補助及び交付金、町体育協会補助金309万2,000円がございまして、これは指定管理を受けている体育協会の職員等がいます。これについての社会保険庁からの指摘がございまして、3年分過去に戻しまして、平成25年、平成26年、平成27年分の3カ年分の社会保険料を今回予算計上いたしております。3目学校給食費、18節備品購入費、説明の給食用機器購入費622万9,000円、これは給食センターで学校給食をつくっておりますが、スチームコンベクション、大きなスチーム蒸し器でございまして、その機械が亀裂が入りまして危険な状態になっておりますので、今回これの買いかえでございまして。

それでは歳入のほうを若干説明いたします。今回いろんな補助金とか、事業に合わせた補助金とかありますが、それに足りない部分は普通交付税、さらには繰越金で一般財源の予算は措置しております。2ページ、3ページの14款2項手数料、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料340万6,000円、これは2月からのごみ袋の値上げに基づいて、先ほどと連動する形の歳入でございます。以上で説明を終わりたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 1点だけお伺いいたします。31ページ、土木費です。先ほど東浜川線についてありましたが、流末処理の変更でということでありましたが、進捗状況と今後どういう工事になっていくのかというのをもう一度説明をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

進捗状況、当初道路事業で雨水対策をやるということ、道路を上げてやるということ、やっていたんですけども、満名川の整備と絡めて、伊野波方面にはかそうということ、やっていたんですけども、実際、測量をして県の計画のものに入れると満名川にもぐってしまうということで、それを反対側、本部小学校側に抜かそうということで、現在、公営企業課のほうに雨水事業があるので、道路事業と雨水事業に分けて整備を行おうということ、今、進めているところがあります。もう少し時間がかかると思います。前の年度でやっている歩道が一部残っている箇所があるんですけども、その部分は今回、用地買収までやります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 これは前々からいろいろ一般質問や質疑などもやってきておりますので、すぐ小学校の横というスクールゾーンですから、これを早急に、早目に改善していただきたいというのを強くここで言うておきたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 3点ほど。5ページの土地売払収入48万4,000円ですか、これをちょっと聞き漏らしたので、説明をお願いしたいと思います。

7ページ、庁舎建設祝賀会にかかわるものようですが、プリントTシャツを作製して、小中学生に配るようなんですけども、どういう意義、目的でこんなものをやるんですか。今の時代、つけるものは幾らでもあるでしょう。安いものが、それぞれの子供にもあるでしょうし、もう少し有意義な使い方はできなかつたんですか。それは考え方も相違があるかもしれませんが、例えば今の子供たちは鉛筆ではなくてシャープペンなどをよく使っています。そういったもののほうがまだ私はいいんだと思いますけれども、これはデザインは何なんですか、まさか庁舎の写真をプリントして配布しようと思っているんですか。その意義についてお聞かせください。

21ページ、指定ごみ袋の販売委託料なんですけれども、これは商工会が受けるようなんですけども、どういった経路で町民の手に届いていくのか、そここのところの説明をお願いしたい。現在、燃えるごみ、燃えないごみの袋は出回っています。実際使われていますけれども、この流通

経路はどうなっているのか、それと今回はその経路が違ってくるのか、そのところを説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 私のほうからはTシャツの関係についてお答えしたいと思います。

実はこれは私の思い入れがありまして、武本部ということで、ぱしっと武本部を何といいますか、Tシャツにプリントをしまして、そういう精神で、子供たちにぜひ勉強やスポーツを頑張ってもらいたいということでございますが、実はこれは運動会に配布、支給しようかと思ったんですが、最近、運動会は春先とかばらばらなものですから、それで秋と、そういうことで、これは庁舎記念に合わせてぜひやろうということで、私の思い入れでございます。あと細かい何といいますか、プリントの図柄とか、絵柄についてはまだ決まっていますが、これからしっかり効果があるような形で、また記念に残るような形で、子供たちがしっかりこれを着けてもとぶんちゅ、武本部の精神で頑張ろうやという心を歓喜というのか、頑張ってもらえればと。あと庁舎記念と落成とあわせて、そういう思いで、今回予算化をお願いしているところであります。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 10番、仲間議員にご説明いたします。

4 ページ、5 ページの土地売却収入48万4,000円でございますが、中央公民館の敷地の一部が国道の整備のために売り払うことになりまして、48万4,269円の収入があります。詳細は中央公民館から海手を見ましたら、目の前に国道が走っております。その右手側に芝生がございますが、その芝生のところの一部擁壁を車の視界をよくするというので、三角に切る協議がありました。それが14.37平方メートルで金額は48万4,269円、平米当たり3万3,700円でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 10番、仲間議員にお答えいたします。

指定ごみ袋販売の住民、町民への販売経路でありますけれども、まずは本部町と町の商工会、町の観光協会、町の社会福祉協議会と販売委託を結びまして、この3団体が小売店のほうに販売をいたしまして、小売店のほうがという形で町民のほうに流通をする仕組み、流れとなっております。これまでの流通経路といたしましては、直接製造メーカーのほうが。済みません、訂正いたします。町内の卸業者のほうが直接製造メーカーのほうで卸しを注文してから、その卸しの町内業者のほうが小売店のほうに卸しているという形の流通経路になっております。もう一度詳しく説明いたします。まず、新しいごみ袋の販売経路でございますけれども、まず最初のほうから説明いたしますと、製造につきましては、本部町と本部町今帰仁村施設清掃組合のほうで製造委託の協定書を結びまして、清掃組合のほうで製造の発注をいたします。製造の発注をいたしまして、今後はでき上がったごみ袋につきましては、今度は本部町と町の商工会、町の観光協会、町の社会福祉協議会と販売委託契約を結びまして、でき上がったごみ袋を、製造業者のほうから3団体が取り寄せまして、取り寄せたごみ袋のほうを今度は小売店がこの3団体のほうから卸しを

行くと。3団体から卸しを行ったごみ袋を小売店のほうが販売して、住民のほうに行き渡るとい
う仕組みを考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 土地売却収入についてはわかりました。

Tシャツの件ですけれども、武本部の精神というのは最近よく聞きます。玄関にも額縁があり
ます。私も読んでみたんですけれども、どういったものがあるか、しっかりとは覚えていない
です。武本部の精神を育むというのは、町長の思い入れでしょうから、それはいいんでしょうけ
れども、これは日ごろの教育の中で培われていくものだと思うんです、この精神なんていうのは。
ただTシャツを配って、それを着ければ武本部の精神が培われるのであれば、何の問題もないで
す。それは見解の相違ですから、それ以上は言いませんけれども。もう少し有意義な使い方の予
算をしてもらいたいというのが私の考え方ですので、それはその程度にしておきます。

あとはごみ袋、これは従来の販売経路の違い、なぜそういうことになっているんですか、何か
経費の問題ですか、経費が安くつくということですか、それとも委託料を支払って、受託する
方々に幾らかでももうけてもらおうということなんですか。この経費について、どっちが安いん
ですか、従来の経路と今回のシステムと。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前11時51分）

再開します。

再 開（午前11時53分）

保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 10番、仲間議員にお答えします。

現在の流通と新しく計画している流通ですけれども、中間の経費につきましては、新しく計画
している流通のほうが高くなる、経費がかかることになっております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 どうして経費が高くなるような方法を採用するんですか。先ほど休憩の中
で、若干説明はありましたけれども、消費者にとっては安いほうがいいに決まっているではない
ですか。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 10番、仲間議員にお答えします。

現在使われているごみ袋の使用料金については、ご存じ、ご承知のとおり、本部町のほうに収
入として入ってきていないごみ袋でして、今回、新たに2月から始まるごみ袋につきましては、
本部町にごみ手数料という形で収入を予定しております、販売価格、小売り価格での価格の統
一化、あくまでも手数料という位置づけでのごみ袋の購入を住民ないし町民にお願いしているも
のですから、店頭での販売価格の統一化で安定収入を図るという目的で、中間的な経費について
流通までの間の販売価格の差異が生じないような形での流通方法を考えた結果、予定している流
通になっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ **町長 高良文雄** 仲間議員に再度つけ加えて申し上げたいことがあります。実は武本部の精神はしっかりと今、各学校で、先生方を中心にそういう精神で勉強や、先ほども申し上げましたがスポーツに取り組んでいるし、その結果として、先ほど一等一番目にこの資料が全国学力テストの資料をごらんになったと思うんですが、特に小学生が頑張っていて非常にいい成績で頑張ってくれております。さらにそういうソフト面の頑張り、これは確かにTシャツの効果は、それは議員も見解のお話もされていたんですが、143万7,000円計上させておりますが、あらゆるいろんな方策を考えて、その意識高揚、頑張っていてほしいという私のとても強い思い入れがありますので、あえてここで申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。

○ **議長 島袋吉徳** 4回目です、特別にどうぞ。10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 町長も特別に話していただきましたので、私のほうもちょっとまた聞いてみたいと思います。武本部の精神で教育がやられているというお話ですけれども、果たして、この武本部の精神とはどういったものか、玄関に掲げられています。これを読んだときはいいものだなという記憶はあります。ただ実際に今言っただらんなさいと言われてたら、私は何も言えない、どういったものだったのか。これは各学校にこういった額縁なんか掲げられていますか、よっぽどそのほうが私はいいと思います。やっていますか。じゃあいいです。

○ **議長 島袋吉徳** 1番 具志堅 勉議員。

○ **1番 具志堅 勉** 1点だけお願いします。31ページです。17節公有財産購入費、伊野波橋磁気探査業務委託料というのがあります。それは430万円となっておりますけれども、私の記憶では庁舎建築に当たって、この膨大な土地を探査したときにたしか1,000万円だという記憶があります。そういう中で、10分の1、まあ概算ですけれども、だめですね、伊野波橋のこの範囲小さいですよ。そういう中で、この小さなところを430万円というものの比較を含めて説明をお願いします。

○ **議長 島袋吉徳** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 1番、具志堅議員にご説明いたします。

伊野波橋、現在仮橋をやっているんですけれども、その仮橋のH工ですね、地中に打ち込むH工が37本今あります。そのH工ごとの磁気探査を入れる工事でありまして、それが庁舎のほうと面積が違うというんですが、これは結構深いところまで入れていくのもあるものですから、小さい割には結構、単価的に高いとは思っております。長いところで約20メートルから30メートルぐらい打ち込んで探査するところがあります。面積的に狭いではあるんですけれども、その辺が庁舎建設との違いになると思います。

○ **議長 島袋吉徳** 1番 具志堅 勉議員。

○ **1番 具志堅 勉** 今H工を37本、掘る深さも20メートルから30メートルというふうにお聞きしましたがけれども、果たして庁舎建築のときにそれも何メートルぐらいだったか私は知りませんけれども、その辺も業者はもしかしたら違うかもしれません。ただ、こういう近い期間に庁舎建築及びこういう磁気探査の仕事、業務の委託を行うときに、あちらはどういう規模でそのぐら

いというのは聞いたかもしれないんですけども、その辺を比較して、課長のほうからもう一度業者に詳しく説明いただきたいというふうにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

休 憩（午後 0 時 01 分）

再開します。

再 開（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き平成27年度本部町一般会計補正予算についてを質疑いたします。

12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 3点ほどお尋ねしたいと思います。

7ページの15節、新庁舎落成式典祝賀会会場設営委託料580万円、かなり大きな金額、予算を計上してあるけれども、もう少し具体的にどういう設営をなさるのか、そのほうの具体的説明をお願いしたいと思います。

それから23ページ、4目畜産業費の19節負担金補助及び交付金の特定地域経営支援対策事業補助金1,243万6,000円、これは事業主体はどちらが運営管理していくのか、どういうふうに活用していくのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。それが補助の採択事業なのか、そうであれば補助率もどうなのか、受益者負担もあるのかどうか、町の負担もあるのか、そのあたりも説明をお願いしたい。

次にもう1点、49ページ、19節の負担金補助及び交付金、町体育協会補助金の309万2,000円、これについてはどうも理解できない。ただ体育協会の職員なのか、この職員はどこに配置しているのか、恐らく体育館だと思うけれども、どうして本町が体育協会の職員の保険料をこっちが支払わないといけないのか、ここにきて2年、3年分1回に計上してきたということについて、どういう理由があって、他の団体の職員の社会保険料を町が負担するのか、指定管理者であるからという意味だけのことなのか、本当にこれはできるのかどうか、その3点について、まずは説明をお聞きした上で、またお尋ねします。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 12番、大城議員に説明いたします。

設営費の580万円でございます。一番大きなのはパワーテント10メートル掛ける10メートルのパワーテント10張、これは人力では無理ですので、機械で設置をいたします。この設置及び撤去、さらには機械のリース料等を含めると、それだけで約350万円程度いきます。あとは舞台等、蛍光灯、そういう細々としたものを含めて580万円という形になっております。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明いたします。

23ページ、畜産業費、特定地域経営支援対策事業補助金ですが、まず事業主体は町内の畜産農家5者で1つの経営体を組織するというようにしております。その経営体が事業主体となって、ほとんど牧草の刈り取りですとか、積み込みですか、そういう機械の購入ということになるんですが、事業費が総額で1,429万5,000円、そのうちの国、県の負担が1,243万6,000円、補助率にし

ますと、国が66.6%、県が8.5%、町が8.5%、受益者が17%となります。導入後の管理運営につきましては、事業主体のほうで管理運営することになりますが、それぞれの農家さんでヘルパーという方式ですね、主に管理する方が別の方の農家の草地を刈って、そこにちゃんとラッピングまでしてあげると。それを1戸につき幾らという形でやっていきます。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 12番、大城議員にご説明いたします。

48、49ページ、負担金補助及び交付金の町体育協会補助金309万2,000円でございますが、こちらは総務課長から説明がありましたように、社会保険料等のさかのぼりを含めましての補助金であります。経緯を説明いたします。平成27年、ことし7月に名護職業安定所のほうの立ち入り指導を受けました。私も立ち会っております。その中で町の体育協会の組織は労災、雇用保険、あと社会保険の加入義務があるという指導を受けました。その中で何度かやりとりをしている中で、2年間のさかのぼり、ことしですと、平成25年9月までさかのぼりますと。これは法律で規定されているということでございます。そして今後以降も加入が義務づけられているということで、今回予算計上しておりますのは、2年分のさかのぼり分と今年度分の3年分を計上でお願いしております。体育館の収入につきましては、全て体育施設の運営管理に充てておりまして、当初予算で全て組まれて、必要な分だけ補助金と委託料を今、交付している状況でありまして、今回、この分につきましては体育施設のほうで捻出することが不可能という判断で、今回補助金として新たに計上させていただいております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** 12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** 式典会場の設営費について、テントそのものはパワーテントの三百四十、五十万円ぐらい、あとほかの経費だと。ステートがあるらしいけれども、祝賀会の費用より、経費より、この設営費がかかるということは、どうも理解できないんです。例えばあれだけ12億円もかけて多額な起債をしながら、この庁舎はできたんですよ。これはお祝いするのは当然のことだけれども、少しそのやり方に私はやりすぎではないかという思いがします。例えばテントの問題だけれども、たえず毎年私どもが行政が支援している団体、体育協会だとか、観光協会、商工会、青年会だとか、お互いにみんなで出し合えば、それは1日の式典だから二、三日祭りが続くわけでもない。各小学校、中学校にもかなりのテントがあるはずなんです。そこをお互いがいつも支援している団体に呼びかけて協力してくれということ、私は遠慮なく言ってもいいのではないかと。そうすることがみんなで祝いするんだという気持ちにまたなると思う。またやり方によっては、4団体あるか、5団体あるかわからないけれども、例えば1団体に20万円ぐらい支援すると。100万円で済むではないですか。派手にあれだけのお金をかけて1日で式典、祝賀会を終わらすのに、やる必要はあるのかと、その辺がちょっと疑問でならない。それはどういうふうに最後、皆さんが取り扱うか、非常に気になるところです。その点を改めてまた答弁をお願いしたいと思います。

次の畜産業費の事業については理解いたしました。そのことは説明の中でしっかりと説明して

いただきたいんです。どこが事業主体なのか、これは補助事業なのか、自己負担もあるのかないのか、そういった面についても新しい事業についてはしっかりと説明を加えていただきたいと思います。それは5者が中心になってやられると。畜産関係の5者だけではないと思うんです。ほかの人たちにもその恩恵が受けられるような方法も考えていこうと思うので、そのあたりもどうなのか。

それから最後の体育協会の職員に対する保険、社会保険。これは今に出てきた話なんです。これは過去にも決算にも監査にも出てこない。2年前に支援団体の監査をしたけれども、そのときには全く出てこない。初めてこの3年分の保険料が他団体の保険料が入ってくる。これは私たちが体育館の指定管理をさせているから、あそこに配置している体育協会の職員については。というのは従来もあそこにいる職員は人件費は管理費から払っているわけです。保険料は別だから、今から補助をくれなんていうことは、これは今でわかったんだということではお粗末。この辺はまたこうしてここに新たにこれだけで、社会保険料だけ請求くる、補助をするということについては、非常に疑問を持つわけです。他の団体の職員の私どもが社会保険を持つということは、こんなことできるのかと。これは委託管理を体協に任せているわけだから、その中でいろいろとお互いに受けるからには、お互い経費の算定をする中で、当然このあたりはクリアすべきものであって、これだけ単独で他団体の社会保険を計上するということはおかしいと思いますけれども、これについても一度。町長でも結構なので、その件についてははっきりとさせていただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 祝賀会の経費について、再度ご説明いたします。

祝賀会についてはおっしゃるように、町民の皆さんはもとより、これまで本部町を支えてきた、さらには町外に出て行った皆さん、たくさんのご奉仕をいただいた皆さんの思い、そういうことも十分認識しながら、祝賀会が執り行えるように、経費についてもできるだけ節減をしながら、みんなで楽しくお祝いを、祝賀会をできたらというふうに考えております。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 12番、大城議員にご説明いたします。

体育協会の社会保険のものですけれども、2年前に私も監査事務局のほうで、体育協会の職員と一緒に監査を受けました。そのときには教育委員会としても社会保険の加入義務はないものと思っておりました。理由としましては、法人格がないので、法人格がない場合は5人以上の従業員がいる場合は加入義務が生じる。そのうち役員は除くので、体育協会は4名でありました。なので加入義務はないというふうに理解しておりました。7月の立ち入り検査のほうで法人格を有するみなし法人となるということを受けまして、今回、新たにこの補助金をお願いしているところでございます。他団体の社会保険を役場が見れるかということですが、指定管理の中に人件費を含めて、必要経費を計上しなければならないということで、協議の中にそれが入っております。社会保険料、雇用保険料、共済費関係も人件費に含まれますので、町の補助金、あるいは委託料

の中に社会保険料を含めるのは、経費として含めるのは問題ないと理解しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 大城議員のただいまのご質疑に私のほうからもつけ加えて、つけ加えるというか、お答えをさせていただきます。

まず議員がおっしゃるとおりで、祝賀会の経費よりも、設営料の予算計上が大きいのではないかというお話で、とても違和感があるような感じを受けるわけですが、総務課長から説明があったとおり、かなりの高額にはなっておりますが、しかし、議員がおっしゃるようないろんなテナントなりも、団体等々ありますので、なるべく利活用をして経費節減を図りながらしっかり…、これは50年に一度ぐらいの落成式になると考えられますので、なるべく金をかけないように節減しながら、意味のあるような落成式典にしたいと思っております。そういった意味で、予算はこのとおり計上させてもらっておりますが、しっかりまた内部で節減、検討しながら取り組んでいきたいと思っております。

あと体育協会に対する保険でございますが、補助金、私も全く議員と同じような質問を教育委員会の事務局長にもしたんですが、いろいろと国の監査指摘等からということで、このあたりはちょっと事務手続上、また予算計上の判断の上からもあまりよろしくなかったなという感じを私もしておりますので、また、これからに向けてはそのあたりも含めて、しっかり予算計上に当たっては指定管理者とも十分に議論しながら取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明いたします。

この特定経営の事業、過去にも入れた経緯がありまして、既に地域の農家で経営体を組織、組合をつくって入れた経緯もあります。その方々は既にそこでやっております。今回新しくまた5者で入れて、この5事業経営体で管理運営していくということになっておりまして、事業の基本的にはこの5者が受益者ということで、この5者で使うというのが基本ではございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 大城議員のほうに補足説明いたします。

平成23年に当該事業で北地区ですね、いわゆる旧上本部地区といいましょうか、北地区をカバーするような形で畜産の法人経営体をつくって、そして事業を展開しております。中心的な作業については、トラクターアタッチメントをつけまして、ラッピングですね、飼料を缶詰化するようなラッピングが中心になります。それで夏場、特に短い期間の中で相当量の飼料のストックが要りようだということがあります。そういったことで、当初は上本部地区の北地区に入れたんですが、それでは全体カバーは難しいということもありまして、今回、南地区、旧本部地区が中心になりますけれども、新たにそこに同じような事業の中で当該機械を導入し、そしてそれを行うことによって町全体をカバーできるというしっかりとした体系になるということになります。ですから今後はそういったことで、特に畜産をひっくるめて、繁殖も含めて、まちの中での一貫

体系がより一層、形として成熟したような、完熟したような、完璧な形で整えていくのかというふうに思っております。以上、説明にかえます。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 2点だけお伺いします。まず31ページ、工事請負費の町内道路維持修繕工事費900万円余り組んであるんですけれども、その中に崎本部の区長から要請のあったガードレールの工事費が入っているようです。聞きたいのは、崎本部は事故があって、それ以来、調査してみたら相当の箇所、ガードレールが根元から腐れて、子供たちがこれによっかかると、非常に崎本部という地形は起伏が激しいですので、崎本部の真ん中を通っているカラガー、そこは下がセメン張りですので、そこにでも落ちたら大変な事故につながるという形で、要請をいたしました。私が聞きたいのは、崎本部からはこういう要請が出てくるわけだけでも、ほかの部落も恐らくたくさんあるだろうと思うんです。なかなか気づかない。事故があって初めて、これは気づくものだと思っているわけなんですけれども、今後、調査をして、やはり補正あたりでやっていく考え方があるのか、調査をする考え方があるかどうか、そこら辺を聞きたいと思っています。ガードレールだけではなくて、やはりいろんな面で危険な場所がいっぱいありますので、そこら辺の調査も含めて、ひとつやる考え方があるかどうか、担当課長。

それからもう1点、35ページの崎本部埋立跡地利用基本設計業務委託料、やっとスタートが切れたと、これ非常に感謝をしております。一般質問のたびに、この問題についてはやってきたわけなんですけれども、やはり今はごみ捨て場当然、観光立町を目指す本部町が入り口でこういう形になっていますので、私が聞きたいのは、やはりいろんな人たちから設計がされているかとよく聞かれるんです。ただ口だけで言うてはどうにもなりませんので、今回200万円という多額の金額を計上していただいて、非常に感謝しているわけなんですけれども、ただ1点だけ担当課長に聞きたいのは、国道をつくったときに、二転三転この法線が変わってまいりました。今のところも普通なら4,000坪から5,000坪あきますという説明をしていたんですけれども、800坪、1,000坪内外しかない。これは法線が変わったために部落よりに寄ってきたんです。こういうことも部落に説明をせずに、そのまま法線が走ってしまう。だから部落の人たちは非常に危機感を感じて、いろんな問題で追及してございましたけれども、今回この設計に入る前に使う側の意見も聞ける時間帯が組めないのかどうか。こういうものをつくってもらいたいという意見があるかと思います。ただ、今部落内で使っているゲートボール場、それからグラウンドゴルフ場、これは国有地、無番地になっていると思うんですけれども、そこら辺を含めた計画になるのかどうか、そこら辺、担当課長にお伺いしたい。この2点お伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番、崎浜議員にご説明いたします。

町内、維持工事の中の安全施設、崎本部のガードレールです。町内危険箇所が地域からあるというのはめったにない、ないと言ったらあれなんですけれども、あるところに関してはこういうガードレールの申請、要請があったときにはやっているところであります。実際そういう危険が

あったところ、町全体もしそういうのがあれば常時、危険箇所のほうを検討しながらやっていきたいと思えます。

あと崎本部の跡地利用の件なんですけれども、ゲートボール場も含めて、無地番地も含めて公園化やっていきたいと思っております。それも地域の方々が使うので、その辺も地域の意見も聞きながら、設計は進めていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 ただいま担当課長のほうから調査をしたいという答弁がありましたけれども、やはりほかの部落にも車で回っていると、腐れ落ちて危険だと思えるところがありますので、そこら辺また職員を使って、なかなかこの人たちが感じない、要請できない面もあろうかと思えます。各字調査などを入れて、ぜひ危険箇所を防いでもらいたいと思っております。それからこのガードレールの件で、崎本部のガードレールを設置するところ、関連しますので、そこには大型車が入ってこれません、消防。上の橋、これも何回か言っているわけですけども、これをぜひ直す調査もしていただいて、これは全面ガードレールが下まで続いていますので、今後ともそういう箇所の調査をして対処していただきたい。それから449の埋立跡地、これについては町長が非常に積極的に県や国に働きかけて、非常にいい感触を受けているわけですけども、ぜひ部落の意見を聞いて実現するように。子供たちの遊び場、公園化すると老人会、子供たちの憩いの場になりますので、ぜひこういうことを考えていただきたい。そしてある話の中では、やはり道の駅、そこら辺の考え方を持っている方もおられるようですので、町と調整をしながらやっていきたいという話を昨日聞きましたので、そこら辺ダブらないように、ひとつ町としても考え方を基本に打ち出して、しっかり完成するようにひとつよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午後2時01分）

再開します。

再 開（午後2時04分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成27年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第49号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮真 修** 議案第49号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いいたします。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,064万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,186万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日、本部町長 高良文雄。

次のページは第1表歳入歳出予算補正となっております、2枚めくっていただきまして、1ページです。歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。総括表のほうをごらんください。増減の大きな款といたしまして、歳入のところでは11款繰入金8,000万円の増額、12款繰越金1億1,003万7,000円の増額、13款諸収入7,999万9,000円の減額。歳出のほうですけれども、2款保険給付費6,202万9,000円の増額、11款諸支出金4,808万2,000円が主な大きな増減になっておりまして、今回の補正の主な目的といたしまして、平成26年度の決算額を反映させるとともに、保険給付費関係の増額をお願いしております。それでは歳入のほうからご説明いたします。

歳入の2ページ、3ページをお開きください。真ん中あたりの11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金8,000万円の増額、これは国保会計の赤字補填のための基準外繰り入れになっておりまして、平成27年度の保険給付費関係の決算をもとに、今回補正増をお願いしております。ちなみに健全化計画では平成27年度8,000万円となっております、限度額の8,000万円をお願いしております。続きまして下の12款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金1億1,003万7,000円の増額、これは平成26年度の決算におきまして、1億1,003万7,377円の実質収支がございましたので、その分の補正をお願いしております。続きまして下の13款諸収入、4項雑入、6目歳入欠陥補填収入、1節歳入欠陥補填収入7,999万9,000円の減額、これは当初予算におきまして、この科目で補填収入という形で措置していたものを今回繰越金等で相殺しておりますので、その相殺相当の金額となっております。

続きまして歳出をご説明いたします。10ページから11ページをお開きください。11款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料4,808万2,000円の減額、この償還金は右側のほうにありますように償還金になっておりまして、2つの返還金の合計額となっております。内訳を申し上げますと、国の平成26年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金等で4,286万3,000円、もう1つが社会保険診療報酬支払基金の平成26年度の退職者療養給付費等の交付金の精算に伴う返還金が521万9,000円となっております、あわせて4,808万2,000円の償還金

の補正増をお願いしております。以上で議案の説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第49号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第50号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,032万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,696万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日、本部町長 高良文雄。

次のページ、事項別明細書で説明します。まず歳入の説明をいたします。3ページをお開きください。5款繰入金4,460万6,000円は平成26年の決算剰余金でございます。

次に歳出の説明をいたします。5ページをお開きください。1目施設維持費の15節工事請負費420万円は、本部記念病院付近に5階建てアパート、世帯数が27世帯の建築工事があり、面整備の一環として延長200メートルの汚水柵設置工事費として計上しております。

次に7ページをお開きください。4款予備費といたしまして900万円を計上しております。

戻りまして、2ページをお願いします。繰入金の補正前の額の1億2,923万9,000円でしたが、平成26年度の決算剰余金4,460万円のうち、繰入金として工事請負費及び予備費を差し引いた3,140万6,000円を減額し、一般会計繰入金が9,783万3,000円になります。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第50号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第51号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第51号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次の表紙をめくっていただいて、2枚目お願いいたします。平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億609万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日、本部町長 高良文雄。

次のページが第1表になっておりまして、さらにめくっていただきまして、1ページと書いてあるのが歳入歳出予算事項別明細書の総括表です。主な補正箇所でございますけれども、歳入のほうでは1款後期高齢者医療保険料157万7,000円の減額、6款繰入金98万9,000円の減額、7款繰越金91万5,000円の増額になっております。

歳出のほうでは2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が149万3,000円の減額です。今回の主な補正の目的といたしましては、平成26年度の決算と平成27年度の保険料算定額を反映させるためでございます。その主な中身について歳入のほうからご説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額が149万8,000円の減額です。これは先ほども申し上げましたとおり、保険料の算定が確定いたしましたので、それに基づく減額でございます。当初広域連合からの試算に基づきまして、約2,050名の被保険者を算定しておりましたけれども、現時点で約200名余りの被保険者という形になりましたので、それに合わせての保険料の減額でございます。続きまして、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、1節事務費繰入金98万9,000円の減額です。これは下の7款の繰越金91万5,000円がございましたので、それと相殺する形で繰入金の減額を行っております。続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金91万5,000円の増額、これは平成26年度の決算におきまして、91万5,436円の実質収支がございましたので、

その分の補正増でございます。

歳出のほうをご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金149万3,000円の減額です。この箇所は右側の説明でございますように、保険料の負担金の減額となっております、歳入のところで説明した保険料の減額に伴っての補正減となっております。以上で議案の説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第51号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第52号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算について。平成27年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

次の1ページをお願いします。平成27年度本部町水道事業会計補正予算(第1号)。(総則)第1条 平成27年度本部町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(資本的収入及び支出)第2条 平成27年度本部町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款、科目、資本的支出、既決予定額、支出1億2,890万5,000円に補正予定額200万円を増額し、計1億3,090万5,000円。第1項、科目、建設改良費、既決予定額、支出3,217万5,000円に補正予定額200万円を増額し、計3,417万5,000円。平成27年9月10日、本部町長 高良文雄。

次の2ページが平成27年度補正予算実施計画の内訳となっております。

その次のページ、平成27年度本部町水道事業会計補正予算実施計画説明書で説明いたします。次の1ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、10目施設整備費の補正予定額200万円の増加となっております。補正の理由としまして、当初の公営企業課の旧庁舎に保管しております水道メーター等の資材や書類を移転するため、本部町水道管理センターに新しく倉庫を建設する予定で予算を計上しておりましたが、その後の詳細設計により基礎の変更及び今年

度より資材の高騰があり、現予算では発注ができなくなったため、補正を提案しました。なお、新しい倉庫については今年度中に完了する予定でございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第52号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 議案第59号 財産の取得について。町は、次の財産を取得する。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

1、取得物件、吹奏楽楽器。2、主な仕様、打楽器及び管弦楽器。3、取得の相手方、名護市為又857番地1、株式会社ジムキ文明堂、代表取締役 石川元章。4、取得金額901万8,000円。5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

条例の中で物品につきましては、予定価格が700万円以上が議決事項になっておりまして、本案件につきましては、予定価格908万8,200円でございますので、案として提案しております。また入札が議会告示後の9月7日に執行しております。よって本日、議案の配付を行っております。ご了承ください。

続きまして、次のページをお願いいたします。財産取得の概要でございますが、業務名、音楽による人材育成・地域振興事業。業務場所、本部中学校、上本部中学校。業務内容、町内中学校2校の吹奏楽部に対し、吹奏楽楽器を購入する。楽器購入により活動の幅が広がり、生徒の活動意欲を高める。「武本部」の精神を養う人材を育むと共に、地域行事に積極的に参加し地域振興に寄与する。こちらは一括交付金を活用して楽器購入を行いたいと思います。一括交付金を活用しておりますそのエントリーの中で地域振興に寄与しなければならないことになっております。よって全学校に昨年度、趣旨を説明して照会を行いました。その中で本部中学校と上本部中学校からの要望がありました。それで2校に吹奏楽楽器を購入するということでございます。本部中学校で計11品、上本部中学校で計19品でございます。

3ページ目に入札結果報告書を添付しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第59号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 (午後 2 時32分)